改正後	改正前
⑻　関係会社（会社計算規則第２条第３項第25号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額 ［⑼～⑿　略］ ［２～５　略］ ⑵　［略］ ［３～６　略］	⑻　関係会社（会社計算規則第２条第３項第22号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額 ［⑼～⑿　同左］ ［２～５　同左］ ⑵　［同左］ ［３～６　同左］
別紙様式第16号の26（第211条の84第１項関係）　（日本産業規格Ａ４） 年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）事業報告書 （記載上の注意） ［１・２　略］ ３　少額短期保険持株会社が会社法施行規則第２条第２項第71号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「１　少額短期保険持株会社の現況に関する事項」については、これらの全てを企業集団（当該少額短期保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該少額短期保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「⑵財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険持株会社に関する事項をも記載すること。 ［１～６　略］	**別紙様式第16号の26**（第211条の84第１項関係）　（日本産業規格Ａ４） 年度（　年　月　日から 　年　月　日まで）事業報告書 （記載上の注意） ［１・２　同左］ ３　少額短期保険持株会社が会社法施行規則第２条第２項第70号に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式中に定める記載事項のうち「１　少額短期保険持株会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団（当該少額短期保険持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。）の状況について記載することで、当該少額短期保険持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「⑵財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険持株会社に関する事項をも記載すること。 ［１～６　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（募集特定出資の申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） **第四十三条**　法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～三　略］ 四　電子提供措置（法第六十五条第三項において準用する会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。第四十六条第四項第三号において同じ。）をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定 五　定款に定められた事項（法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であって、当該特定目的会社に対して募集特定出資の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項	（募集特定出資の申込みをしようとする者に対して通知すべき事項） **第四十三条**　［同上］ ［一～三　同上］ ［号を加える。］ 四　定款に定められた事項（法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項第一号から第三号まで及び前三号に掲げる事項を除く。）であって、当該特定目的会社に対して募集特定出資の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項